

黒 滝 村
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和6年3月
奈良県黒滝村

■目次

1. はじめに	2
2. 基本的事項	3
(1) 目的	3
(2) 対象とする範囲	3
(3) 対象とする温室効果ガス	3
(4) 計画期間	3
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	4
3. 温室効果ガスの排出状況	5
(1) 「温室効果ガス総排出量」	5
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	6
(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	8
4. 温室効果ガスの排出削減目標	9
(1) 目標設定の考え方	9
(2) 温室効果ガスの削減目標	9
5. 目標達成に向けた取組	10
(1) 取組の基本方針	10
(2) 具体的な取組内容	10
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	13
(1) 推進体制	13
(2) 点検・評価・見直し体制	14
(3) 進捗状況の公表	14
<参考資料>	15

1. はじめに

このたび、2030年度までの黒滝村の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「黒滝村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。

国では2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指しています。また、奈良県においても、奈良県環境総合計画が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

黒滝村においては、公共施設の照明のLED化や省エネ製品への設備更新、森林整備や木材利用、森林環境教育など、黒滝村の温暖化対策を進めてきました。今後は再生可能エネルギーの導入も視野に入れ、鋭意取組を進めているところです。

ゼロカーボン社会の実現を見据えて、公共施設利用者へのご協力も得つつ職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和6年（2024年）3月
黒 滝 村 長

2. 基本的事項

(1) 目的

黒滝村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「黒滝村事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、黒滝村が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

黒滝村事務事業編の対象範囲は、黒滝村の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

黒滝村には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH₄やN₂O等の排出による影響は小さいと考えられます。また、エアコン等で使用するフロンガスは、漏洩防止の適正管理に努めることとし、黒滝村事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

2023年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画期間中の中間年である2026年度に、計画の見直しを行います。

項目	年度									
	2018	…	2022	2023	2024	2025	2026	…	2030	
期間中の事項	基準年度			計画開始			計画見直し		目標年度	
計画期間				→						

図 1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

黒滝村事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び黒滝村総合計画に即して策定します。

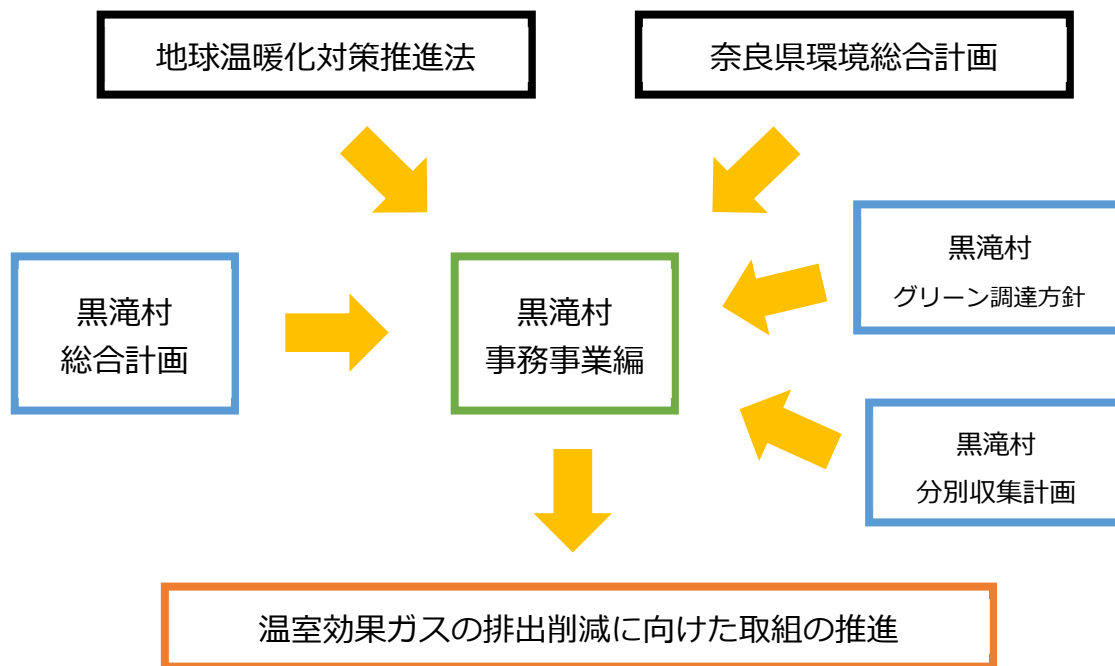


図2 黒滝村事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

黒滝村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2018年度において、265t-CO₂となっています。過去からの推移を見ると、近年は減少傾向にあります。

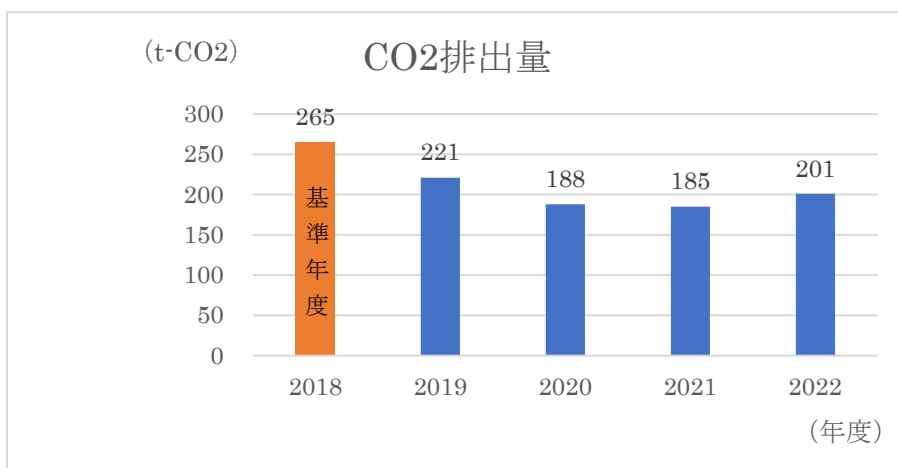


図3 黒滝村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別では、役場庁舎が全体の38%を占め、次いで学校・園19%、わかすぎふれあいセンター・こもれびホール12%、簡易水道施設10%、診療所7%、給食センター6%、清掃車庫5%、農林トレーニングセンター3%となっています。

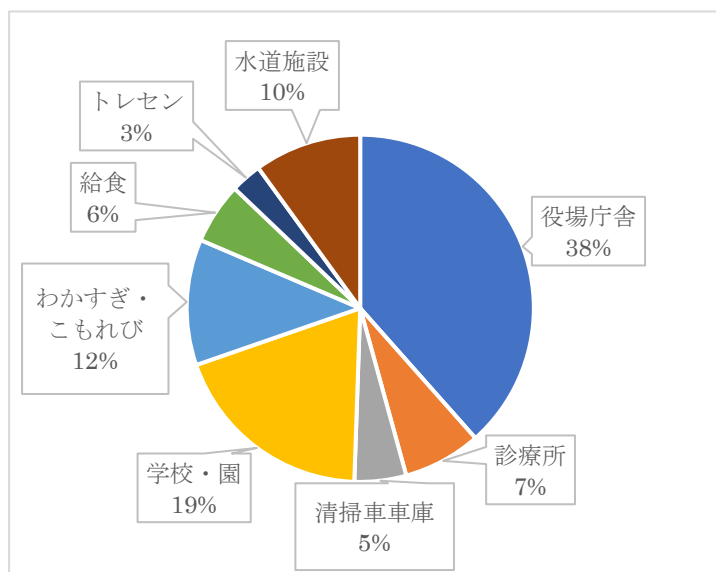


図4 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2018年度)

また、エネルギー種別では、電気が全体の74%を占め、次いで灯油10%、ガソリン7%、軽油5%、重油3%、ガス1%となっています。

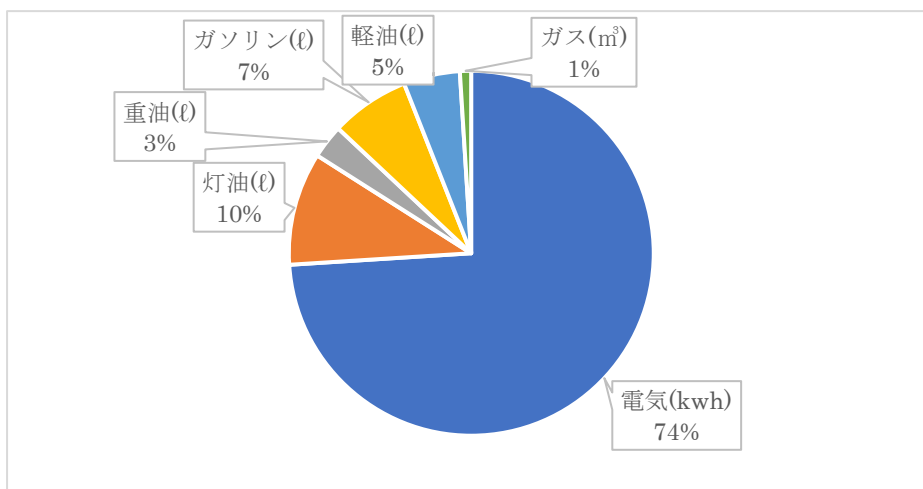


図5 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2018年度）

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

黒滝村の事務・事業に伴う温室効果ガスの施設別排出量の推移は以下のとおりとなり、増減要因を、施設別で分析しました。

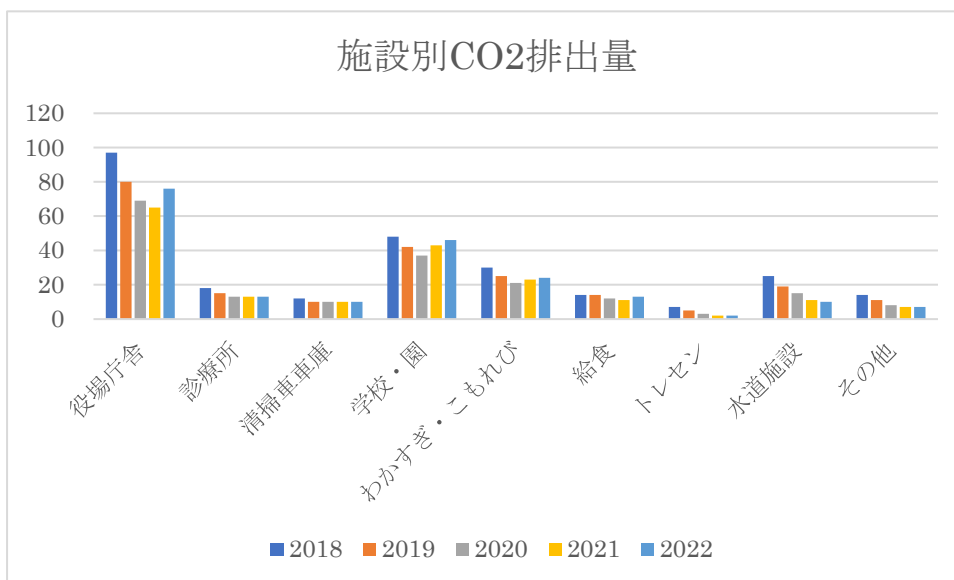


図6 施設別の「温室効果ガス総排出量」の推移

① 公共施設

増加要因

- 診療所発熱外来室の増設及び玄関自動ドア化による電気消費量の増加（2021 年度）
- わかさぎふれあいセンター使用教室の増加による電気消費量の増加
- 公民館教室再開による電気消費量の増加
- 図書館休日開放による電気消費量の増加
- わかさぎふれあいセンター玄関自動ドア化による電気消費量の増加（2021 年度）

減少要因

- 庁舎窓口木質化及びホールの照明を LED 化（2020 年度）
- 診療所空調設備改修による電気消費量の減少（2020 年度）
- 診療所照明を一部 LED 化による電気消費量の減少（2020 年度）
- わかさぎふれあいセンター空調、電源設備改修による電気消費量の減少（2020 年度）
- 農林トレーニングセンター照明を LED 化による電気消費量の減少（2021 年度）
- わかさぎふれあいセンター体育館照明を LED 化による電気消費量の減少（2021 年度）
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための公共施設の休館に伴うエネルギー消費量の減少
- 簡易水道施設改修による電気消費量の減少（2016 年度、2021 年度より）

② 学校

増加要因

- 小中学校空気清浄機、ICT 導入による電気消費量の増加（2021 年度）
- 暖房併用によるエネルギー消費量の増加

減少要因

- 小中学校空調設備改修による電気消費量の減少（2019 年度）

③ 公用車

増加要因

- 公用車の走行距離増加による燃料消費量の増加

減少要因

- 保有台数の減少による燃料消費量の減少

(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

黒滝村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を、施設別に示します。

① 公共施設

診療所やわかすぎふれあいセンターなど、多様な方が利用する施設で CO₂ 排出量が増加しています。これらの公共施設は、利用者数の増減にかかわらず、電気や燃料の利用に伴う CO₂ 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

② 学校

小・中学校での空気清浄機利用や ICT 導入による、新たな電気の需要が発生しており、CO₂ 排出量が増加しています。感染予防対策などのため今後も電気の需要が続くと予想されます。電気の利用に伴う CO₂ 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

③ 公用車

公用車の走行距離増加に伴い、CO₂ 排出量が増加しています。公用車の利用頻度も増加している傾向があります。

公用車の更新に当たっては、電動車 (EV・FCV・PHEV・HV) などの燃費性能の優れた自動車へ代替することで CO₂ 排出量を減少させることができます。

④ 村有林

村有林 (43.14ha) の管理を見直し、CO₂ 吸収作用の保全及び強化のための取り組みが必要です。

⑤ 再生可能エネルギー

再生可能エネルギー導入ポテンシャルの把握が必要です

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、黒滝村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2018年度）比で33%削減することを目標とします。

これは国の中期目標である、基準年度（2013年度）比で46%削減とする削減率をベースとし、本村において2013年度から2018年度の5年間で13%の削減効果を考慮しており、奈良県の目標にも合致しています。

表1 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2018年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	265 t-CO ₂	178 t-CO ₂
削減率	—	30%
〃（森林吸収源対策含む）	—	33%

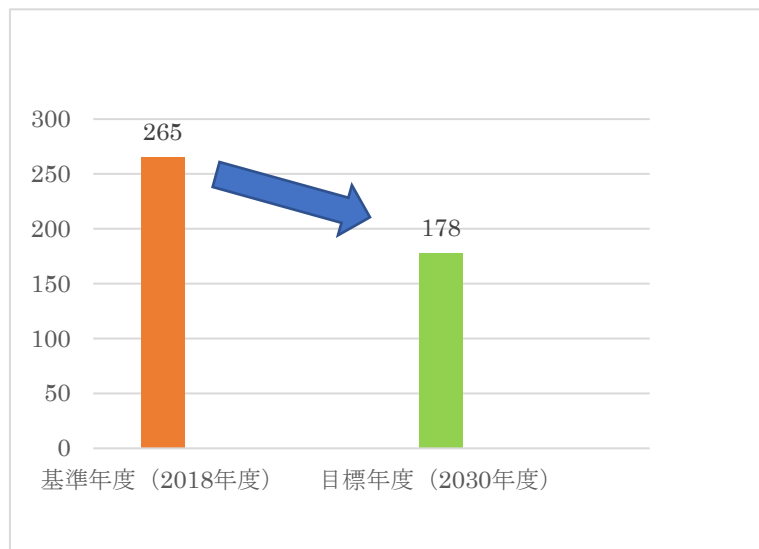


図7 温室効果ガスの削減目標

※参考 村有林（43.14ha）の森林吸収量 251.65 t-CO₂/年（2023年時点）
カーボンオフセットとして捉えると、村の事務事業での排出量は 14t-CO₂

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、表2に示された取組が示されています。黒滝村においては、「LED照明の導入」、「建築物における省エネルギー対策の徹底」、「電動車の導入」を重点的な取組として位置付けます。

表2 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上 に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに 新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、 新規導入・更新については2022年度以降全て電動車 とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに 全て電動車 とする。
LED照明の導入	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上 を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、 サーキュラーエコノミーへの移行 を総合的に推進する。

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 自動販売機の照明は消灯します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- 各施設の出入り口の解放について、利用者の協力を得ながら管理します。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 公共施設の LED 化を進めます。
- 保温、断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシへの更新を進めます。
- 診療所の医療機器更新の際はエネルギー効率の高い設備を導入します。

③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 黒滝村グリーン調達方針に基づいた物品等の調達を進めます。
- 用紙の節減（ゴミの減量）に取り組みます。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの導入を検討します。

- 役場庁舎への薪ストーブの導入を検討します。
- 老人福祉施設等に黒滝村の地域資源である木質バイオマスエネルギーを活用した給湯設備の導入を検討します。

なお、これらについては国の制度等も考慮して検討し、計画見直し年である 2026 年に見極めます。

⑤ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入を検討し、温室効果ガスの排出量削減のための費用対効果を検証します。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

⑥ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度（夏場 28℃、冬場 20℃）を心掛けます。
- 公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- 黒滝村分別収集計画に基づき庁舎等から排出される廃棄物の分別を徹底し、3R を推進します。
- 担当課において森林や木材を活かした体験を行い、森林環境への理解を深めます。

⑦ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

黒滝村事務事業編を推進するために、各施設の管理課に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定

課長会において、黒滝村事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 黒滝村地球温暖化対策推進事務局

事務局は、住民生活課長を事務局長とし、住民生活課職員で行います。事務局は、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、課長会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各施設の管理課に1名配置します。基本的に、各課長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

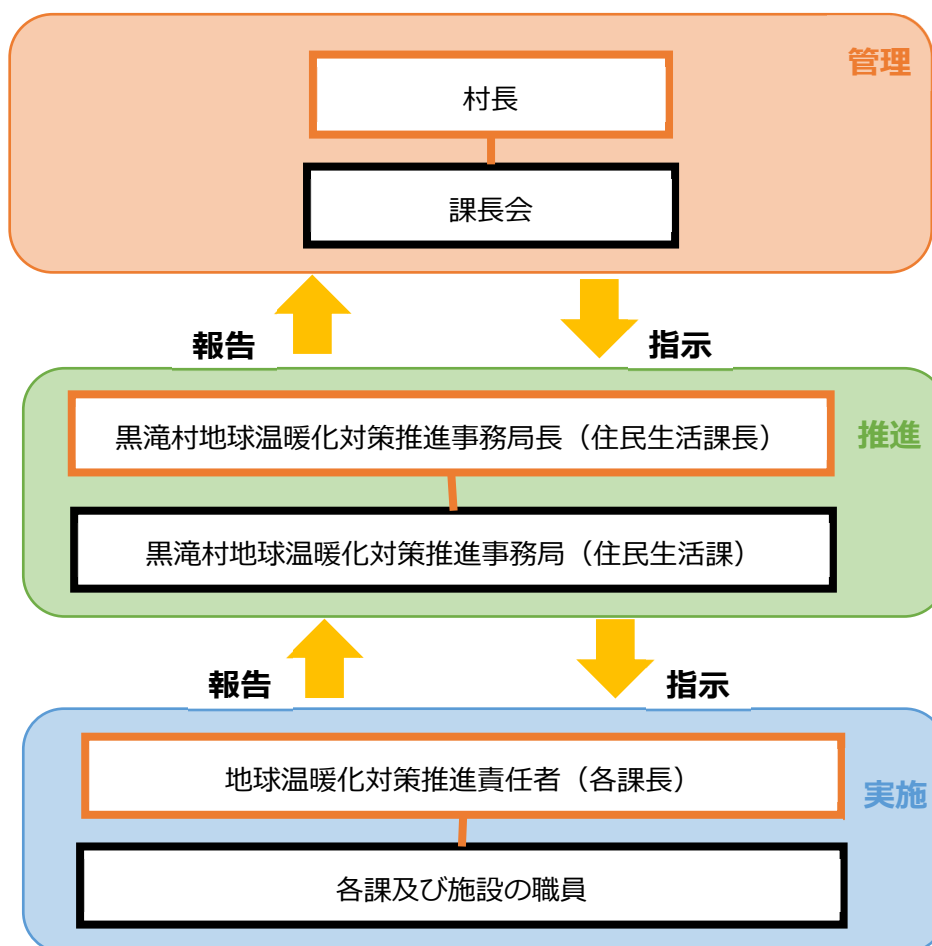


図 8 黒滝村事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

黒滝村事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、黒滝村事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

黒滝村事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して課長会に報告します。課長会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

課長会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2026年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2027年度に黒滝村事務事業編の改定を行います。

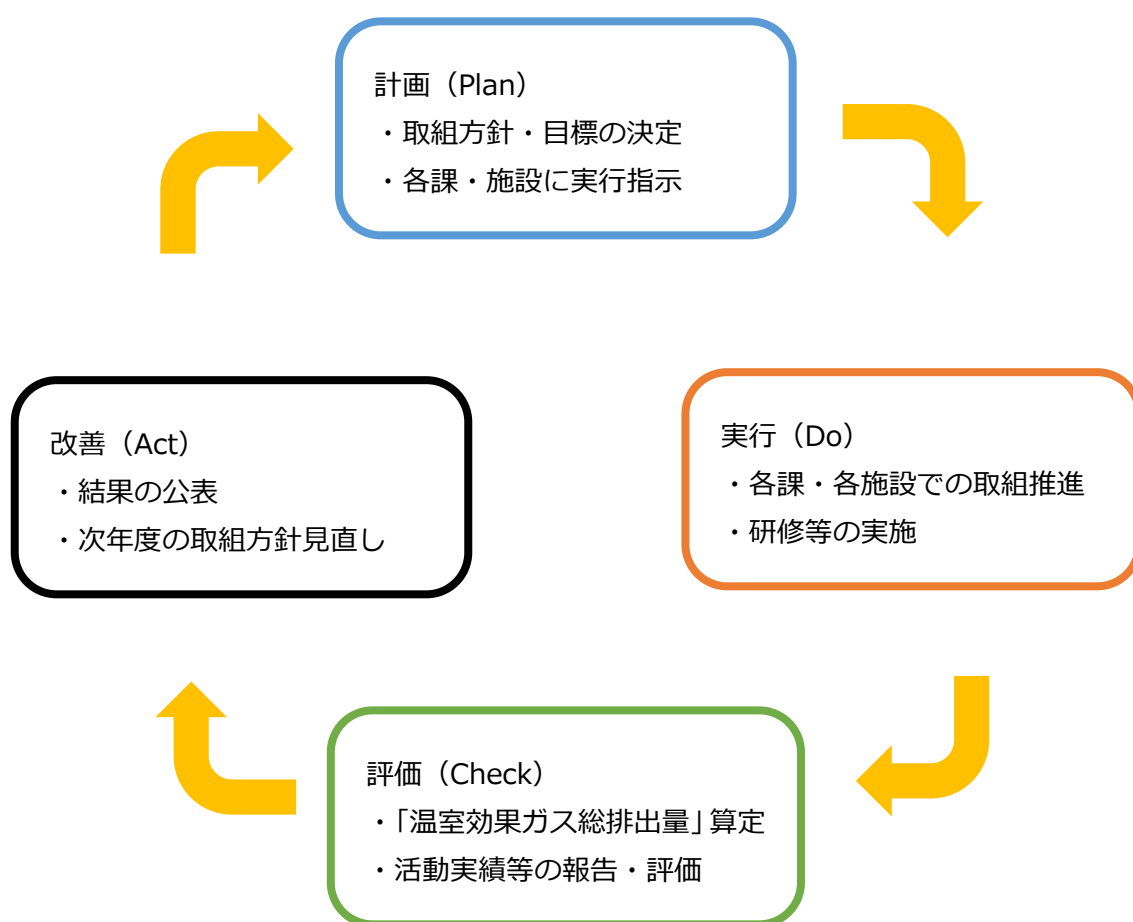


図 2 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

黒滝村事務事業編の進捗状況は、黒滝村の広報紙やホームページ等で毎年公表します。

<参考資料>

年度別 各施設エネルギー使用量						
年度	2018	2019	2020	2021	2022	計
庁舎						
電気(kwh)	123,928	118,832	118,001	116,225	117,452	594,438
排出係数 (kg-co2/L)	0.493	0.418	0.334	0.318	0.351	
灯油(ℓ)	5,339	5,522	5,740	7,611	5,895	30,107
排出係数 (kg-co2/L)	2.49	2.49	2.49	2.49	2.49	
重油(ℓ)	3,000	2,500	3,000	1,000	4,500	14,000
排出係数 (kg-co2/L)	2.71	2.71	2.71	2.71	2.71	
ガソリン(ℓ)	6,160	3,923	2,797	2,441	3,364	18,685
排出係数 (kg-co2/L)	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	
ガス(m ³)	91	92	111	84	70	448
排出係数 (kg-co2/L)	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	
co2排出量	96,773	80,359	68,655	64,628	76,114	

診療所						
年度	2018	2019	2020	2021	2022	計
電気(kwh)	36,741	35,704	38,958	38,155	36,226	185,784
排出係数 (kg-co2/L)	0.493	0.493	0.334	0.318	0.351	
灯油(ℓ)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
重油(ℓ)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
ガソリン(ℓ)	23.25	62.54	30	84.43	36	236.22
排出係数 (kg-co2/L)	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	
ガス(m ³)	48	75	83	95	91.2	392.2
排出係数 (kg-co2/L)	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	
co2排出量	18,311	15,294	13,331	12,614	13,073	

清掃車両車庫						
年度	2018	2019	2020	2021	2022	計
電気(kwh)	5,869	5,746	6,554	6,682	6,152	31,003
排出係数 (kg-co2/L)	0.493	0.418	0.334	0.318	0.351	
灯油(ℓ)			72.6			73
排出係数 (kg-co2/L)			2.49			
重油(ℓ)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
ガソリン(ℓ)	291.69	124.1	185.33	22.43	80.1	703.65
排出係数 (kg-co2/L)	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	
軽油(ℓ)	3,330	2,806	2,846	2,909	3,003	14,894
排出係数 (kg-co2/L)	2.58	2.58	2.58	2.58	2.58	
co2排出量	12,162	9,929	10,142	9,682	10,330	

スクールバス車庫						
年度	2018	2019	2020	2021	2022	計
電気(kwh)	1,370	1,336	1,105	809	973	5,593
排出係数 (kg-co2/L)	0.493	0.418	0.334	0.318	0.351	
灯油(ℓ)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
重油(ℓ)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
ガソリン(ℓ)	595.23	991.36	987.09	1,352	1,744.33	5,670
排出係数 (kg-co2/L)	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	
軽油(ℓ)	1,512.08	789.42	860.05	919.65	989.71	5,071
排出係数 (kg-co2/L)	2.58	2.58	2.58	2.58	2.58	
co2排出量	5,957	4,895	4,878	5,767	6,942	

小学校						
年度	2018	2019	2020	2021	2022	計
電気(kwh)	49,440	51,552	45,869	54,707	55,868	257,436
排出係数 (kg-co2/L)	0.493	0.418	0.334	0.318	0.351	
灯油(ℓ)	2,990	1,700	1,570	2,100	2,030	10,390
排出係数 (kg-co2/L)	2.49	2.49	2.49	2.49	2.49	
重油(ℓ)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
ガソリン(ℓ)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
ガス(m ³)	36.1	802.2	1,576.6	1,640.7	1,495	5,551
排出係数 (kg-co2/L)	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	
co2排出量	31,932	28,188	23,959	27,548	29,150	

こども園						
年度	2018	2019	2020	2021	2022	計
電気(kwh)	20,068	20,638	22,324	25,533	25,692	114,255
排出係数 (kg-co2/L)	0.493	0.418	0.334	0.318	0.351	
灯油(ℓ)	100	55	326	658	358	1,497
排出係数 (kg-co2/L)	2.49	2.49	2.49	2.49	2.49	
重油(ℓ)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
ガソリン(ℓ)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
ガス(m ³)	58.7	43.7	49.1	49.1	40.7	241.3
排出係数 (kg-co2/L)	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	
co2排出量	10,319	8,895	8,415	9,905	10,031	

こもれびホール						
年度	2018	2019	2020	2021	2022	計
電気(kwh)	20,337	10,994	10,267	6,520	6,400	54,518
排出係数 (kg-co2/L)	0.493	0.418	0.334	0.318	0.351	
灯油(ℓ)	1,068	698.9	738	731	823	4,059
排出係数 (kg-co2/L)	2.49	2.49	2.49	2.49	2.49	
重油(ℓ)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
ガソリン(ℓ)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
ガス(m³)	1	7	2	2	2	14
排出係数 (kg-co2/L)	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	
co2排出量	12,688	6,356	5,272	3,899	4,301	
わかすぎふれあいセンター						
年度	2018	2019	2020	2021	2022	計
電気(kwh)	26,495	33,947	31,546	37,437	39,560	168,985
排出係数 (kg-co2/L)	0.493	0.418	0.334	0.318	0.351	
灯油(ℓ)	1,050.01	1,332	1,445	2,316	1820	7,963
排出係数 (kg-co2/L)	2.49	2.49	2.49	2.49	2.49	
軽油(ℓ)	40	48.71	20			108.71
排出係数 (kg-co2/L)	2.58	2.58	2.58			
ガソリン(ℓ)	453.82	544.72	420.84	647.05	584.98	2651.41
排出係数 (kg-co2/L)	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	
ガス(m³)				45.4	38.8	84.2
排出係数 (kg-co2/L)				3.00	3.00	
co2排出量	16,833	18,897	15,162	19,309	19,891	
給食センター						
年度	2018	2019	2020	2021	2022	計
電気(kwh)	23,401	23,334	23,629	22,911	23,934	117,209
排出係数 (kg-co2/L)	0.493	0.418	0.334	0.318	0.351	
灯油(ℓ)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
軽油(ℓ)	229.22	286.11	275.03	279.32	272.25	1341.93
排出係数 (kg-co2/L)	2.58	2.58	2.58	2.58	2.58	
ガソリン(ℓ)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
ガス(m³)	717.5	985	1,120.2	1,166.4	1217.6	5206.7
排出係数 (kg-co2/L)	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	
co2排出量	14,281	13,447	11,961	11,506	12,757	

農林トレーニングセンター						
年度	2018	2019	2020	2021	2022	計
電気(kwh)	14,762	12,670	8,588	7,052	4,357	47,429
排出係数 (kg-co2/L)	0.493	0.418	0.334	0.318	0.351	
灯油(ℓ)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
重油(ℓ)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
ガソリン(ℓ)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
ガス(m³)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
co2排出量	7,278	5,296	2,868	2,243	1,529	
簡易水道施設						
年度	2018	2019	2020	2021	2022	計
電気(kwh)	51,046	44,320	45,287	36,456	29,340	206,449
排出係数 (kg-co2/L)	0.493	0.418	0.334	0.318	0.351	
灯油(ℓ)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
重油(ℓ)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
ガソリン(ℓ)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
ガス(m³)						0
排出係数 (kg-co2/L)						
co2排出量	25,166	18,526	15,126	11,593	10,298	

黒滝村分別収集計画

令和4年7月1日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は、非常に困難なものとなっている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、排出者・行政等がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量化や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

当村は、南和広域衛生組合（令和5年10月以降さくら広域環境衛生組合）の構成町村であり、ごみの減量化に努めると共に、リサイクルを推し進めるものとする。

3 計画期間

本計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他プラスチック製容器を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	22.1 t	22.6 t	21.6 t	21.3 t	20.9 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

ごみの排出抑制・分別排出・再生利用の意義及び効果、ごみの適正な出し方に関し、広報誌・CATV（自治体放送）等による啓発活動に積極的に取り組む。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を下記のとおり定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
スチール製容器包装	缶類
アルミ製容器包装	
無色のガラス製容器包装	びん類
茶色のガラス製容器包装	
その他の色のガラス製容器包装	
飲料用紙製容器包装	飲料用紙パック
段ボール	段ボール
ペットボトル	ペットボトル
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

また、人口変動率は、次の通り設定した。

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
637人	624人	612人	600人	588人
(対前年度 比)	(対前年度 比)	(対前年度 比)	(対前年度 比)	(対前年度 比)
98%	98%	98%	98%	98%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集・運搬業は、現行の収集体制を活用して行う。

また、容器包装廃棄物の分別の区分に従い、分別の実施者について下表のように記載する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	村による定期収集	令和5年4月から9月まで南和広域衛生組合 令和5年10月以降さくら広域環境衛生組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック		
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
チック	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物のうちアルミ缶・スチール缶・無色ガラスびん・茶色ガラスびん・その他の色のガラスびん・飲料用紙製容器・段ボール・ペットボトル・その他プラスチック製容器包装については、現有の南和広域衛生組合のリサイクルセンターで選別・圧縮・保管しているが、令和5年10月以降はさくら広域環境衛生組合として新たなリサイクルセンターを整備する。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に推進していくため、南和広域衛生組合（令和5年10月以降はさくら広域環境衛生組合）及びその構成各町村並びに住民等が協力して分別収集推進体制を整備するよう互いに努力するものとする。

黒滝村分別収集計画は、当村における一般廃棄物の排出抑制、減量化計画の一環として、容器包装廃棄物に関し策定するものである。したがって、当村が実施する他の施策との整合が必要である。

さらに、毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うことにより、適切な分別収集計画の策定やその精度向上を図ることが必要である。

黒滝村グリーン調達方針

令和6年2月28日

1. 目的

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」第10条第1項の規定により、地方公共団体としての環境物品等の調達推進を図るための方針を作成する。

この方針は、黒滝村が村民及び事業者に率先して環境に配慮した製品を優先的に購入することにより、黒滝村の事業活動に伴って発生する環境負荷の低減を図るとともに、環境と調和した地域社会の形成に資することを目的とする。

2. 適用範囲

本村の全庁（出先機関を含む）における物品等の購入について可能な限り本方針を活用する。

3. 役割分担

- ・環境管理責任者（住民生活課長）：各課のグリーン購入活動を総括します。
- ・各課長：グリーン購入を課内の職員に指導します。
- ・財務管理担当課（総務課）：各課のグリーン購入を統括します。
- ・職員：グリーン購入活動を実施します。

4. 基本方針

村が物品を購入する際は、次の要件を考慮して物品を選択する。また、物品の発注等にあたっては、その必要性を吟味するとともに、適正な量の発注に努めることとする。

- (1) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- (2) 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- (3) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- (4) リユーズ（再使用）が可能であること。
- (5) リサイクル（再生使用）が可能であること。
- (6) 再生された素材や再使用された部品を多く使用していること。
- (7) 廃棄されるときに、処理や処分が容易なこと。

5. 物品やサービスの選択基準

物品調達にあたっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、製品やサービスの生産から流通、使用、廃棄にいたるまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ない物を選択することとする。

6. グリーン購入の推進

- (1) 財務管理担当課長及び環境保全担当課長は、グリーン購入が積極的に推進されるよう、必要な情報の提供に努めるものとする。
- (2) 各所属は、グリーン購入の推進に当たって、グリーン購入ネットワークや県の認定リサイクル製品等に関する情報を積極的に活用する。
- (3) 財務管理担当課長は、物品の納入業者についても幅広く周知し、購入先からのグリーン購入の促進を図る。